

記者会見要旨
(2023年1月31日)

I 最近の協会・業界の主な動向

1. 12月26日に前回の記者会見を開催しました。その後の主な動向を資料1に沿ってお話いたします。
2. 12月27日に「Web3.0関連企業の会計監査に関する勉強会」を開催する旨公表しました。
3. Web3.0関連企業、暗号資産に関する業界団体関係者及び弁護士の方を加えたメンバーの他、金融庁、経産省をオブザーバーとして、会計監査に関する企業側の理解の促進、Web3.0関連企業に関する監査人の知見の蓄積等を目的とした勉強会の開催を予定しております。既に2023年1月に第1回を開催しており、今後も複数回開催する予定です。
4. 1月18日に「研究公募～公認会計士へのアクセス～」を公表しました。
5. この研究公募は会計・監査の研究をされている研究者の方々に公認会計士へのアクセスを必要とする研究を進めていただくため、協会として公認会計士へのアクセスを支援しているものです。
6. 1月20日に令和5年公認会計士試験第1回短答式試験の合格発表がありました。
7. 今回、願書提出者数が前年実施時から約1,800名増加しながら合格者数は前年とほぼ同人数でしたので、合格率は前年の約9.4%から今回は約8.1%になりました。引き続き多くの方に我々の業界を目指していただいていることを嬉しく思っています。
8. 1月20日に公認会計士・監査審査会からある監査法人に対する検査結果に基づき、行政処分の勧告が行われました。
9. 業務管理態勢、品質管理態勢などについて当該監査法人の運営は著しく不当なもの認められたとして、行政処分勧告が行われました。
10. 1月25日に令和4年公認会計士法等改正に係る政令・内閣府令が公布されました。
11. 1月27日に金融庁から別の監査法人に対して業務改善命令の行政処分が行われました。
12. 1月31日に当協会で開催しました。公認会計士法改正に伴う会則の一部変更等についてご審議いただき、全ての議案を承認いただきました。
13. 2月27日は「中小監査事務所 DX フォーラム」を開催することを予定しています。

II 臨時総会の決議事項について

14. 本日1月31日13時から公認会計士会館にて臨時総会を開催しました。
15. 「I 公認会計士法改正に伴う会則の一部変更」、「II 公認会計士法改正に伴う聴聞手続規則の制定及び適正手続等審査会規則の一部変更」及び「III 継続的専門研修制度の見直しに伴う会則の一部変更」についてご審議いただき、全ての議案を承認いただきました。
16. I、IIについては公認会計士法改正に伴う会則等の変更になります。
17. Iのうち、「1. 上場会社等監査人登録制度に係る制度変更」は後ほどご説明します。
18. 「2. 公認会計士登録制度に係る制度変更」では、一般事業会社等の組織に勤務する公認会計士について、勤務先の登録を求める制度変更を行いました。
19. また、継続的専門研修の受講義務に違反している者に対する登録抹消手続等の制度の見

直しを行うこととしています。

20. 「3. 会計教育に係る制度変更」については、「会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動を行うこと」を協会の会則記載事項として記載しました。
21. 「Ⅱ 公認会計士法改正に伴う聴聞手続規則の制定及び適正手続等審査会規則の一部変更」について、公認会計士等の登録の抹消や上場会社等監査人名簿の登録取消しを行う際には、聴聞手続が必要になります。この手続を定める規則を制定しました。
22. 「Ⅲ 継続的専門研修制度の見直しに伴う会則の一部変更」について、公認会計士の更なる能力開発の充実等を図っていくために様々な対応を行っているところですが、今回は会則の変更が必要な対応について所要の変更を行いました。

Ⅲ 上場会社等監査人登録制度に係る制度変更について

23. 上場会社等監査人登録制度に係る制度変更の方向性については、昨年10月にメディア向けに説明させていただきましたが、今回の会則改正の決議に伴い、改めて新制度のポイントを中心に説明させていただきます。
24. 改正のポイントは7つありこの場では特に重要なポイントに絞って説明させていただきます。
25. ポイントの一つは「上場会社等監査人登録審査会の設置」です。
26. 上場会社の監査の担い手の適格性に係る審査を専門的に実施するために、新たな会議体を設置します。
27. 上場会社等監査人登録審査会においては、透明性と客観性の確保が重要と捉えておりますので、会員外の構成員の比率が会員の構成員の比率よりも高くなるよう割合を設定しています。
28. 次に、上場会社等監査人登録審査会における審査のために当協会は監査事務所に対して「適格性の確認」を行います。
29. 「適格性の確認」では法律上の登録の拒否要件に該当していないか、業務管理体制を整備しているかといった監査事務所の状況を、主として品質管理レビューの手法を用いることにより確認していきます。
30. この点に関して、品質管理レビューについても所要の見直しを行っているほか、上場会社等の監査の担い手に対しては品質管理レビューを受けることを義務として定めています。
31. 続いて、上場会社等監査人名簿に登録された登録上場会社等監査人については当協会のウェブサイト上に情報開示を行います。
32. 法律において、情報開示の拡充が求められていることを踏まえ、監査法人のガバナンス・コードの適用状況の開示なども今後行う予定です。
33. その他、上場会社等監査人登録審査会は、登録上場会社等監査人に対して適格性の確認を実施し、不適格と見受けられた場合には、当該監査事務所の登録の取消しについて審査を行います。
34. 上場会社等監査人登録審査会の運営に当たっては、外部有識者によって構成される自主規制モニター会議からの意見・助言を踏まえ、適格な業務運営を図るための体制を構築いたします。

Ⅳ 中小監査事務所支援の更なる充実について

35. 中小監査事務所の監査を取り巻く環境は大きく変化しています。
36. 公認会計士法が改正され、上場会社の監査の担い手に対する高い規律付けが求められて

- います。
37. そのような状況の中で協会としては、先ほど説明のあった「上場会社等監査人登録制度に係る制度変更」の他に、「中小監査事務所の情報開示の充実」、「中小監査事務所の基盤強化の支援の対応を行います。
 38. 中小監査事務所の情報開示の充実と協会による各種支援策によって、中小監査事務所の経営基盤を強化し、監査品質の向上に繋がりたいと考えております。
 39. また、経営基盤の強化の取組の状況については、情報開示をしていただきます。
 40. 情報開示の方法としては、監査品質のマネジメントに関する年次報告書を開示していただく予定です。
 41. 監査品質のマネジメントに関する年次報告書の作成、公表の趣旨として、この年次報告書の作成公表を通じて、上場会社等の監査を行う中小監査事務所に自律的、自発的に経営基盤に係る情報開示を行っていただきます。
 42. 中小監査事務所の顔がなかなか見えないというご意見もいただいており、中小監査事務所自らが、常に資本市場の目線を意識して真摯に監査品質の向上に取り組み、その取り組みを市場関係者に開示し、中小監査事務所に対する理解が深まることが期待されています。
 43. 協会としては、この年次報告書の作成支援に関するガイダンスを整備するとともに、研修会の開催を行う予定です。
 44. その他、中小監査事務所のデジタル化支援として、5つの支援を実施しています。
 45. その1つとして、2月27日に「中小監査事務所 DX フォーラム」を開催します。
 46. 中小事務所のDXを進めるための有力なビジネスパートナーや製品を一堂に集め、ネットワーキング促進し、中小監査事務所のDXを推進したいと考えています。
 47. 当日は、午前中に講演会を行い、午後からは展示会及び出展社のプレゼンを行うことを考えています。

以 上